

熊本県漁港管理条例別表第1 占用料の項中「その他の工作物の設置」の単価は次のとおりとし、令和8年（2026年）4月1日から適用する。

単位：円

漁港名	地区名	単価	漁港名	地区名	単価
赤瀬		270	大多尾		203
郡浦		110	宮田		274
塩屋		415	御所浦		305
合串		221	下桶川		161
丸島		549	牛深	崎町	2,635
鳩之釜		316		加世浦	478
樋合		115		台場	1,044
佐伊津		475		元下須	217
二江	二江	353		春這	143
	通詞島	280		須口	413
富岡		373		明石	472
大江		177		後浜	504